

週休二日実現行動計画試案

2017年10月

目 次

はじめに

I 週休二日実現行動計画

1. 行動計画策定の背景
2. 行動計画の基本方針
3. 行動計画の基本フレーム

II 週休二日の実現に向けた行動

1. 請負契約及び下請負契約における取組み
2. 優良協力会社への支援
3. 自助努力の徹底
4. 業界の意識改革
5. 発注者、一般社会の理解促進
6. 国土交通省「週休二日モデル工事」への対応
7. 「建築工事適正工期算定プログラム」の活用
8. 関係省庁等の取組みへの協力

はじめに

我が国における週休二日は、今から20年ほど前に殆どの官公庁や産業分野に普及し、定着したが、建設業界だけは、お客様が早期竣工を望む産業特性と、バブル崩壊後の受注の激減によって取り残され、今や正に周回遅れの感がある。

ところが、今後10年以内に建設技能者の著しい高齢化に伴う大量離職時代が到来し、90万人もの若者を迎え入れ、基幹技能者の世代交代を図らねば生産体制が破綻しかねない危機的な状況になり、厳しい人材獲得競争の中で「賃金より休暇」という若者を確保するため、週休二日の導入、普及、定着が喫緊の課題となってしまった。

このため日建連では、本年3月、政府の「働き方改革実行計画」の策定と時を同じくして「週休二日推進本部」を設置し、「建設業に週休二日なんてとても無理」と自他共に認めてきたタブーに、業界の命運をかけてチャレンジすることとした。推進本部は、井上和幸清水建設社長を本部長に、全会費ランクの会員企業から土木、建築同数の副社長クラス32名で構成され、その下に、実務担当者32名からなる幹事会を置いており、全ての会員企業を代表する体制を整えている。

本行動計画は、推進本部及び同幹事会で取り急ぎ検討し、取りまとめたもので、当面「試案」として公表し、内外のご高見を拝聴した上で、本年末を目途に決定することとしており、会員企業にあっては、その間においても自社の取組方針を早急に検討されることを期待している。

また、本行動計画は、地方、中小業界や専門工事業界さらに労働団体との意見交換を経て作成したものであり、会員企業が自社の取組方針を作成する際には協力会や労働組合の意向も聴取していただき、週休二日実現の運動がオール建設業の展開となることを念願している。

週休二日が実現して初めて、建設業は他産業と同列に働き方改革のスタートラインに立つことになる。

I 週休二日実現行動計画

1. 行動計画策定の背景

(1) 週休二日の必要性

日建連では、建設技能者の著しい高齢化に伴う大量離職時代の到来により、建設業の生産体制は10年を経ずして破たんしかねない危機的な状況にあると認識し、2015年に建設業の長期ビジョンを策定して円滑な世代交代に向けた道筋を提示した。

そこでは、建設技能者の処遇改善と生産性の向上を二本柱とし、処遇改善については賃金の改善、社会保険の加入促進、建退共制度の適用促進、休日の拡大、雇用の安定(社員化)、重層下請構造の改善の6項目を掲げて取り組んできた。

中でも休日については、建設業就業者の実労働時間は全産業平均よりも年間300時間程度長く、その要因として、他産業では当たり前の週休二日が建設現場で普及していないことが大きい。そしてこのことが、若者が建設業に入職しない大きな理由となっていることから、本年3月、週休二日推進本部を設置して、今後5年程度で建設業に週休二日を定着させるとの目標を掲げ、活動を開始したところである。

(2) 政府・経済界の動き

政府は、本年3月、「働き方改革実行計画」を策定し、時間外労働規制について、建設業に対し改正労働基準法施行から5年間の猶予期間を置いた上で、罰則付き上限規制の一般則を適用することとした。

当該規制の適用に当たっては、発注者や国民の理解を得るための取組みが欠かせないことから、本年6月「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」、7月には建設業団体と主要な民間発注者団体及び労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」が内閣官房に設置された。

関係省庁連絡会議は、公共・民間を含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的とした「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」【以下、「工期設定等のガイドライン」】を本年8月に策定した。同ガイドラインにおいては、建設業者団体に対し、これに沿って、下請契約も含め、適正な工期設定を通じて、長時間労働の是正や週休2日の確保などの働き方改革に確実に結びつけることが、また発注者や国民の理解を得るための生産性向上等の自助努力に取り組むことが要請されている。

また、関係各省庁では、同ガイドラインに沿った工事の実施に向けて、所管分野における発注者団体への働きかけを行うなどの具体的な取組みが始まっている。

一方、一般社団法人日本経済団体連合会【以下、「経団連」】では、政府の「働き方改革実行計画」に呼応して、各業種の下請企業や建設業をはじめとする受注産業における働き方改革の取組みへの配慮として、「納期の適正化」など従来の商慣行や取引の実務を改善することを主眼とする「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」【以下、「経団連共同宣言」】を他の経済団体や経団連加盟の業界団体に呼びかけ、9月に取りまとめており、日建連や全国建設業協会もこれに参加している。

(3) 行動計画策定の意義

本行動計画は、上記のように建設業界では一向に週休二日が進まない現状をもはや放置できないとの危機感に立ち、政府・経済界の動きを受けて取りまとめるものである。

上記のような政府や経済界の姿勢は、政府の「働き方改革実行計画」策定に当たり、建設業における長時間労働の是正には週休二日の普及が前提になるとして、その実現に向けた国民的理解の醸成を日建連が政府に要請したのに応えるものである。

こうした政府や経済界による力強い支援が行われる中で、当事者である建設業の取組みが遅々としているようでは、政府はもとより、官民の発注者、そして国民の期待を裏切ることになる。こうした良好な環境の中で、週休二日の定着が進まないようでは、担い手の確保を通じた生産体制の維持は望めず、建設業の後進性からの脱皮はおぼつかない。

日建連並びに会員企業は、週休二日の実現を担い手確保の最優先課題と受け止め、不転退の覚悟で本行動計画に一丸となって取り組み、我が国建設業の働き方改革を先導する。

2. 行動計画の基本方針

(1) 週休二日を今から5年で定着させる

建設業における週休二日は、今から5年以内、2021年度末までに定着させる。

日建連「長期ビジョン」によれば、2025年度までに100万人規模の建設技能者の大量離職が確実視されており、産業間の厳しい人材確保競争の中で、建設業が常に若者を確保し、世代交代を続け、良好な生産体制を維持するためには、他産業では一般化している週休二日を、出来るだけ早く定着さ

せることが必要になる。

特に、高齢者の大量離職は、東京オリンピック・パラリンピック後の5年間に集中すると考えられることから、それまでの間に週休二日を定着させておくことが必要であり、また、改正法施行後5年で建設業に対する罰則付き上限規制の一般則が適用されるので、確実に法適合を図るためにも、今から5年程度で週休二日を定着させ、猶予期間内に長時間労働の是正を実現しなければならない。

(2) 建設サービスは週休二日で提供する

他産業の製品やサービスが週休二日をベースに提供されているのに対して、建設サービスは4週4休、ないし4週6休をベースに提供されているのが現実であり、官民の発注者、そして社会全体にも、そうした建設サービスの提供のあり様が当たり前として受け止められている。

こうした中で、建設現場の週休二日を推進するには、まずは建設業界自らが長年の常識を捨てて、「週休二日をベースに建設サービスを提供する」という明確な意識改革をしなければならない。その上で、生産性向上をはじめとするより一層の自助努力を行い、発注者、そして社会全体の認識を変えて行くことが必要である。

(3) 日給月給の技能者の総収入を減らさない

日給制の建設技能者は、週休二日によって稼働日が減ると収入が減少することになる。社員化等により日給制から月給制に移行することが本来ではあるが、労務単価を上げるなど、元請と下請の企業が日給建設技能者個々人の年収が維持できるようにすることが欠かせない。労務賃金の改善以前の問題として、週休二日による年収減少分の補填を実施する。

(4) 適正工期の設定を徹底する

週休二日を実現する上で最大の難関は、工期の延伸とコストアップである。そしてこれらの困難を緩和するには生産性の向上が欠かせないが、生産性の向上は継続的な努力で段階的に実現する性格のものであり、少なくとも当面は工期の延伸とコストアップについて官民の発注者の、そして国民の理解が不可欠である。

このうち工期については、特に民間発注者にとっては事業展開の開始時期に直結する最大の関心事であり、公共発注者にとっても投資効果の早期発現は国民や地域住民の期待であるが、建設企業には、こうした発注者の事情を承知の上で、敢えて週休二日の確保に必要な工期を適正工期として受け入れ

ていただくことが求められる。

関係省庁連絡会議の工期設定等のガイドラインや経団連の共同宣言は、その困難さの理解に立って、建設業の週休二日を推進するために策定されたものであり、建設企業としては、生産性の向上など最大限の自助努力を盛り込んだ適正な工期を提案するとともに、これらの考え方等を発注者に対して、丁寧に説明し、理解を得て行く。

もとより、日建連会員企業は、週休二日を犠牲にするような不当に短い工期での受注（工期ダンピング）を断固排除しなければならない。

（５） 必要な経費は請負代金に反映させる

一方、週休二日に伴うコストアップについては、建設技能者の賃金や仮設資機材の損料の増などがあり、生産性の向上にも部材の制作費や運搬費、機械や機器のリース料などコストが増加する場合もある。

これらのコストは請負代金に適切に反映させるとともに、元請企業は発注者の理解を得られるよう、丁寧に説明する。

政府の工期設定等のガイドラインにおいても、「週休二日の確保等を考慮した工期設定を行った場合には、公共工事の請負契約の締結においては、当該工期設定に伴い必要となる共通仮設費や現場管理費などを請負代金に適切に反映するものとする。また、民間工事の請負契約においても、公共工事の例を参考にして請負代金に適切に反映するよう努めるものとする」など、同様の趣旨で記述されている。

【参考】日建連「週休二日推進本部」の本部員アンケートによると、日給建設技能者の総収入を減らさないことを前提として、週休二日実施に伴うコストアップを試算した結果は、以下の通りとなっている。

土木		建築	
想定されるコストアップ	回答件数	想定されるコストアップ	回答件数
3%未満	1	3%未満	1
3~5%	4	3~5%	3
5~7%	7	5~7%	10
7%以上	12	7%以上	14

（６） 建設企業が一斉に取り組む

建設現場の週休二日は、少なくとも当面、工期の延伸に直結し、建設技能者の賃金や仮設資機材の損料にも影響を及ぼすことから、建設企業としては週休二日の取組みを怠る方が競争上無難といった意識があると、週休二日推進の足を引っ張りかねない。

このため、全ての日建連会員企業が覚悟を決めて、一斉に取り組むこととする。

(7) 企業ごとの行動計画を作り、フォローアップを行う

会員企業は、本行動計画を踏まえて、企業ごとに行動計画を策定する。各企業においては、その推進、並びにフォローアップの体制を整備し、全社挙げて、週休二日の定着に向けた具体策に取り組む。

日建連は、会員企業の取組み状況、目標の達成状況等を毎年度検証し、その結果を公表するとともに、生産性向上技術の進歩・普及の状況なども踏まえ、必要に応じて、具体策の強化や追加施策の検討等最大限の努力を行い、目標の達成を図る。

3. 行動計画の基本フレーム

(1) 週休二日の形態（定義）

本行動計画が目指す週休二日の形態は、次の通りとする。

- ・週休二日とは、建設現場等を週二日閉所することを指すものとする。技術者や技能者が個人単位で休暇・休日を週に二日取得することではない。
- ・週二日の閉所は原則として、土曜日及び日曜日とする。土日閉所が困難な事業所の場合は、振替閉所を可とする。
- ・振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする。

(2) 対象事業所

対象事業所は、次の通りとする。

- ・本社、支店等や全ての工事現場を対象とし、既に工事請負契約を締結し、工期が決定した建設現場を含む。
- ・ただし、契約済みで工期が決定した建設現場や、災害復旧、東京オリ・パラ競技場など特別の事情があり、週休二日の導入が困難な事業所は、「適用困難事業所」として取り扱う。

(3) 計画期間と目標値

計画期間と目標値は、次の通りとする。

- ・計画期間は、2017年度から2021年度までの5年間とし、最終年度（2021年度末）において、適用困難事業所を除く全ての事業所で週休二日を実

現することを目標とする。

- また、2019 年度末に、適用困難事業所を除く全事業所で4週6閉所以上を実現することを中間目標とする。この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする。
- 会員企業は、適用困難事業所についても、目標値を自主的に設定し、稼働日をできるだけ減らすよう努力する。

(4) フォローアップ

2018 年度以降、毎年度フォローアップを行うこととし、次の2つの数値を集計する。

- **目標達成率**

週休二日を達成している事業所の比率を集計する。振替閉所を用いた事業所の目標達成率については別途集計する。

- **適用困難事業所率**

適用困難事業所の達成率を集計する。

Ⅱ 週休二日の実現に向けた行動

1. 請負契約及び下請契約における取組み

(1) 請負契約における取組み

① 適正な工期の設定

- ア) 工期の設定に当たっては、週休二日をベースに、現場技術者や下請企業の社員、建設技能者などを含め建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことがないように、当該工事の規模、難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を適切に考慮の上、元請の生産性向上努力を最大限に反映したものとする。
- イ) 受発注者間の工期設定が、下請契約における工期設定の前提となることを十分に認識し、後工程にしわ寄せが生じることのないよう留意の上、工期の設定を行う。
- ウ) 適正な工期設定等の検討に当たっては、土木工事については国土交通省「工期設定支援システム」、建築工事については国土交通省「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」及び日建連「建築工事適正工期算定プログラム」を活用する。

【参考】日建連「建築工事適正工期算定プログラム」の設定条件

[休日設定] 完全週休2日、祝日出勤

[特別休暇] 年末年始5日、夏季3日、ゴールデンウィーク3日

[労働時間] 1日8時間（残業なし）

[雨天日] 過去のデータをもとに雨天予想日を設定

② 必要となる費用の請負代金への反映

- ア) 上記①を踏まえて週休二日をベースに工期設定を行った場合、当該工期設定に伴い必要となる直接工事費（労務費、機械損料等）、間接工事費（共通仮設費、現場管理費等）などを請負代金に適切に反映させる。
- イ) 生産性向上方策は、工期短縮効果や省人化効果が見込まれる一方部材の制作費や運搬費、機械や機器のリース料等が発生し、全体の工事価格が増加する場合がある。元請企業は、週休二日の確保を前提に、発注者に費用対効果等を丁寧に説明し、発注者の理解のもと、請負代金に適切に反映させる。

ウ) 供用や開業開始時期等一定の制約条件により工期が設定される場合には、それに見合った体制を組むことや、新たな生産性向上方策の活用等により週休二日を確保する場合は、その費用を請負代金に適切に反映させる。

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、週休2日を実施する工事について、共通仮設費…1.02、現場管理費…1.04の補正係数を上乘せ。営繕工事においては、工期に応じて共通仮設費及び現場管理費を算出。

③ 工事の進捗状況の共有

施工期間中にわたって適宜、工事の進捗状況を発注者と共有し、工程表、設計図書等に沿った工事の円滑な施工を行う。

また、設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合等、予定された工期で工事が完了することが困難と認められる事情が生じた場合には、受発注者双方協議の上で、工期の変更等適切な対応を行う。

④ 工期ダンピングの排除

週休二日の実施や、いずれ建設業に適用される時間外労働の上限規制の遵守を困難にするような工期での受注（工期ダンピング）は断固排除する。

工期ダンピングは、政府が定めた「工期設定等のガイドライン」の趣旨に沿った請負契約にご協力を頂いている発注者のライバルを利することにもなると承知すべきである。

(2) 下請契約における取組み

① 一次下請契約における取組み

ア) 下請契約においても、請負契約における取組みと同様、週休二日をベースとし、かつ建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制をクリアできるよう、元請・下請双方が十分に協議の上、適正な工期を設定し、一次下請契約を締結する。

イ) 一次下請契約の締結に当たっては、特に以下の点に留意する。

- ・ 後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）の適正な施工期間を考慮して、全体の工期のしわ寄せが生じないようにする。
- ・ 週休二日の実施に伴い、日給制の建設技能者の総収入が減少しないようにする。
- ・ 法定福利費等の必要経費は勿論のこと、当該工期に見合っ必要となる下請工事の費用にしわ寄せが生じないように、請負

代金に適切に反映させる。

- ・ 突貫工事等や休日、夜間に工事を行わざる得ない場合には、休日労働、夜間労働に対する割増賃金を計上する。

【参考】ある団体が 2017 年度宮城県普通作業員を例に試算した週休 2 日（労働日数減）による労務単価のアップ（現状の月収確保）は、労務単価の場合は 18%アップ、休日割増労務単価（35%割増）の場合は 24%アップとなる。

ウ) 工事の進捗状況を適宜下請企業と共有し、工程表、設計図書等に沿った工事の円滑な施工を行うとともに、予定された工期で工事が完了することが困難と認められる場合には、元請・下請双方協議の上で、工期の変更等適切な対応を行う。

② 再下請契約に係る指導

元請企業は、一次下請企業に対し、一次下請以下の企業はそれぞれの再下請企業に対し、上記①と同様に、再下請企業と十分に協議の上、適正な工期を設定し、それに伴い必要となる費用を請負代金に適切に反映した下請契約を締結するよう指導する。

2. 優良協力会社への支援

日建連会員企業は、建設技能者の処遇改善や生産性向上等に積極的に取り組んでいる優良な協力会社に対し、特に適正取引に配慮するとともに、継続的な支援を行う。

(1) 社員化、月給制への移行支援等

日建連会員企業は、下請企業等が取り組む正社員としての直接雇用や多能工化等を積極的に支援する。社員化や月給制への移行に消極的な下請会社に対してはなるべく下請発注を見送る。

また、人材採用に関する支援、技能者教育・訓練に対する支援、資格取得支援や優良技能者制度の導入、協力会社の経営安定・成長に向けた支援などを、これまで以上に積極的に行っていく。

日建連としても、好事例の収集や紹介に努める。

(2) 下請発注の平準化

日建連会員企業は、主要な協力会社の施工能力及び手持ちの仕事量などに関する情報を収集し、協力会社の業務山積み状況の常時把握に努める。

その上で、下請発注に際しては、協力会社への工事情報の早期の開示を行うとともに、工事の規模、難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工

条件等を勘案し、協力会社と工法、施工手順、工程等に関する協議を行うことで業務の山積みの平準化を図る。

また、繁忙職種と休憩職種のバランスが図られるよう、日常的に協力会社の多能工育成に積極的な支援を行う。

(3) 支払条件の改善

日建連会員企業は、国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」、日建連「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」等に基づき、協力会社への支払条件の改善に取り組む。

特に現金払と手形払の併用に当たっては、現金比率を高めるとともに、労務費相当分の現金払を徹底する。また、手形については、割引料等を下請企業の負担とすることのないようにすることは無論のこと、手形期間は120日以内で、できる限り短い期間とし、60日を目標として改善に努める。

3. 自助努力の徹底

上記の取り組みに加え、以下の課題についても業界の自助努力として、更に積極的に取り組む。

(1) 生産性の向上

週休二日を定着させるためには、発注者、特に民間発注者の理解と協力が必要であるが、そのためには生産性を向上させて工期の延伸をできる限り抑制する必要がある。

生産性の向上は市場競争に打ち勝つために必須の企業努力であることから、まずは各企業において積極的に取り組むことが重要である。

日建連では、2016年4月に建設業界が一丸となって、発注者、設計者、コンサルタントも巻き込んで生産性向上に取り組むための指針として、2020年までの5年間を対象期間とする「生産性向上推進要綱」を策定したところであり、フォローアップの実施、優良事例集の作成などを通じて生産性向上推進本部、土木・建築両本部において会員企業の取組みを積極的に支援する。

(2) 建設技能者の労務賃金の改善

労務賃金の改善については、2014年に4月に発表した「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」において「20代で約450万円、40代で約600万円を目指す」との目標を掲げて取り組んでいるところであるが、

厚生労働省が公表した 2016 年度の建設業の男性生産労働者の賃金が 4 年ぶりに前年比減となった。

このため、日建連としては労務賃金の改善に向けた取組みを改めて会員企業に要請したところであり、会員企業においては適正な労務賃金水準の確保について真剣に取り組む。

(3) 重層下請構造の改善

重層下請構造の改善は、生産システムを合理化し、生産性向上や、建設技能者の処遇改善のいずれにとっても重要な事柄である。

日建連では、2014 年 4 月の提言において「平成 30 年度までに可能な分野で原則二次以内を目指す」との目標を掲げており、日建連会員企業は達成に向けた取組みを更に強化する。

(4) 下請取引の適正化

下請取引の改善については、従来から建設業法等関係法令や通達等に基づき取り組んできたところであるが、下請等中小企業との取引条件改善は建設技能者の処遇改善に欠かせないことから、2017 年 3 月に「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を策定したところであり、日建連会員企業はこの計画に沿って積極的に取り組む。

4. 業界の意識改革

日建連会員企業は、本自主行動計画に基づき、2022 年 4 月の週休二日完全実現に向けて、それぞれ行動計画を定め、主体的な取組みを展開する。

また、週休二日の実現は、日建連会員企業のみならず、地方、中小、職別建設業や、建設技能者を含む建設業に携わる全て人々の基本的な課題であり、意識改革が不可欠である。このため、日建連としては、建設業関連の業界団体に呼びかけるとともに、ロゴマーク・キャッチコピーの普及と浸透、関連イベント（シンポジウム、推進月間）などを実施し、業界全体の週休二日の実現に向けた機運を高めて行く。

5. 発注者、一般社会の理解促進

建設業における長時間労働の是正や週休二日を実現するためには、適正な工期の考え方について、発注者や一般社会の理解を得ていくための取組みが必要となる。

日建連会員企業は受注契約毎に、その発注者に対し適正な工期の考え方について必ず説明をする。日建連としても会員企業の活動を補完するため、適正な

工期の設定に関して、民間発注者団体への協力要請や発注者説明用パンフレットの作成・配布などを行う。

一般社会に対しては、各種広報媒体を用いたPR、建設現場の仮囲い等を活用したメッセージ発信や、学生向け現場見学会・出前講座などでの周知・PRを継続的に行っていく。

6. 国土交通省「週休二日モデル工事」への対応

建設現場で週休二日を実現するに当たっては、公共工事での取組みを先行事例として民間工事等に浸透させていくことが有効である。

国土交通省においては、「週休二日モデル工事」の対象を拡大（2016年度：対象824件、実績165件 ⇒ 2017年度：対象2,000件程度）することとしており、日建連会員各社は、これらに積極的に対応し、入札・契約、施工、竣工の各段階での週休二日の実施状況の把握を行い、国土交通省と日建連との「意見交換会フォローアップ会議」等を通じて、改善方策を検討する。

7. 「建築工事適正工期算定プログラム」の活用

日建連は、建築工事における週休二日を前提とした適正工期を自動算定し、工程表を作成する「建築工事適正工期算定プログラム」を2016年4月に作成し、会員企業のほか地方公共団体などにも提供している。

2017年7月にはバージョンアップを行ったところであり、今後も利用者のニーズに合わせた改良を継続的に行うとともに、民間発注者や設計事務所等の理解を促進し、本プログラムの活用を通じて、週休二日をベースとした適正工期での受注を推進する。

8. 関係省庁等の取組みへの協力

「建設業の働き方改革に関する協議会」に積極的に参画することは勿論のこと、「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を通じて関係各省庁が取り組む実態調査等に積極的に協力する。